

定 款

社会福祉法人 惠泉会

社会福祉法人恵泉会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

幼保連携型認定こども園の経営

一時預かり事業の経営

病児保育事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人恵泉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を青森県八戸市大字石手洗字油久保4番地3に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員には、報酬を支給しない。
- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催することができる。

(招 集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 14 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選によって定める。

(決 議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 24 条 理事及び監事には、報酬を支給しない。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 29 条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選によって定める。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 青森県八戸市大字石手洗字油久保 4 番地 3、4 番地 8、4 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建幼保連携型認定こども園中居林こども園園舎 1 棟

(延床面積 5 8 0 . 4 5 平方メートル)

(1 階 3 1 0 . 4 0 平方メートル)

(2 階 2 7 0 . 0 5 平方メートル)

(2) 青森県八戸市大字石手洗字油久保 1 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建物置 1 棟 (8 8 . 4 1 平方メートル)

(3) 青森県八戸市大字石手洗字油久保 1 番地 1 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建幼保連携型認定こども園中居林こども園学童保育室 1 棟

(5 0 . 0 4 平方メートル)

(4) 青森県八戸市大字石手洗字油久保 4 番 3 所在の幼保連携型認定こども園中居林こども園敷地

(3 2 0 . 6 4 平方メートル)

(5) 青森県八戸市大字石手洗字油久保 4 番 4 所在の幼保連携型認定こども園中居林こども園敷地

(7 8 . 3 0 平方メートル)

(6) 青森県八戸市大字石手洗字油久保4番8所在の幼保連携型認定こども園中居林こども園敷地

(480.24平方メートル)

(7) 青森県八戸市大字石手洗字油久保1番16所在の幼保連携型認定こども園中居林こども園敷地

(646.26平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けて、八戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八戸市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支計算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第40条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解 散

(解 散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八戸市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八戸市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人恵泉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	椛	沢	忠三郎
理事	岩	舘	義博
理事	菊	池	仙七
理事	椛	沢	和子
監事	中	村	拓道

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

社会福祉法人 恵泉会

定款細則

(目的)

第1条 この定款細則は、社会福祉法人恵泉会定款（以下「定款」という。）第45条の規程に基づき法人の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第26条の規程により、次に掲げる法人の日常の軽易な業務の決定は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 施設長（及び事務長）の任免を除く、職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (5) 建設工事費や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々購入するもので、金額が250万円を超えないもの
イ 施設設備の保守点検、物品の修理等で、金額が250万円を超えないもの
ウ 緊急を要する物品の購入等で、金額が160万円を超えないもの
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分について、その取得金額が250万円を超えないもの
当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄について、その取得価格が20万円を超えないもの
当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決し、これを理事会に報告する。

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則

(施行期日)

- 1. この定款細則は、平成10年11月 1日から施行する。
- 2. この定款細則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 3. この定款細則は、平成29年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 恵泉会

評議員選任・解任委員会運営細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人恵泉会定款第6条第1項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の設置、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 社会福祉法人恵泉会（以下「法人」という。）の評議員の選任及び解任を行うため、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で組織する。

2 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

3 委員のうち外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を選任する。

(1) 法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者を含む。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合には、速やかに、前条の規定に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。この場合において、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとすることができる。

(委員の解任)

第5条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(召集通知)

第7条 理事長は、委員会を招集するときは、委員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(評議員候補者名簿の提出及び情報提供)

第8条 理事会は、委員会に次項で規定する事項を記載した評議員候補者名簿を提出する。

- 2 理事長は、委員会に対して、前項の候補者の氏名、年齢、生年月日、住所、経歴、現職（兼職状況を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条の規定に該当しない旨及び当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- 3 理事長は、委員会に対し、次の情報を提供しなければならない。
 - (1) 評議員の権限
 - (2) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(議長)

第9条 委員会に議長を置き、議長はその都度委員の互選によって定める。

(評議員の選任)

第10条 委員会は、理事会より提出された評議員候補者について審議を行い、評議員の選任について決議を行う

(評議員の解任)

第11条 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 3 第1項の規程にかかわらず、前条に規定する評議員の解任の決議については、出席委員の3分の2以上をもって行わなければならない。ただし、外部委員が出席し、かつ、

外部委員が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した委員が署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された日時及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
 - (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる施設に備え置かなければならない。

(改 廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)附則第9条の規定による評議員の選任に係る委員会の設置、組織及び運営等については、この細則の例による。
- 3 前項の場合において、第4条第1項の適用については、同項中「選任後」とあるのは「平成29年4月1日から起算して」とする。